

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機の設計及び工事計画認可申請（A型及びB型燃料体））【2】」

2. 日時：令和4年10月19日（水）13時30分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、伊藤安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 燃料技術グループリーダー※ 他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 燃料体（17行17列ウラン燃料集合体（A型、B型））設計及び工事計画変更認可申請に係る審査でのコメント等管理表
- ・資料2 伊方発電所3号機燃料体（17行17列ウラン燃料集合体（A型、B型））に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））補足説明資料
- ・資料4 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	瀬戸イトウです。それでは伊方の設工認、燃料他
0:00:06	に関する設工認のヒアリングの第2回を始めたいと思います。
0:00:13	資料は目を通しておりますので差し支えなければ、質問から入りたいと思いますけれども、四国電力側よろしいでしょうか。
0:00:27	四国電力の嶋本です。はい。問題ございません。
0:00:32	瀬戸イトウです。送致しました。それではまずは基本的には今回資料1
0:00:44	番号順にちょっと幾つか確認をさせてもらえればと思います。えっとですねまずコメン等管理表、ナンバー1のところですね、特任の記載を、
0:00:58	今回、資料2の
0:01:02	右下のページ数だと3ページ目に入れてもらっています。
0:01:08	それで、文章中で
0:01:11	既得シュカコウ認可という書き方と書いてもらってはいるんですけどもちょっと気になったのは、下の表ですね、
0:01:22	設工認の項目と記載内容と該当ページの表のところでは、特任という言葉が出てきていなくてですね、ちょっと特任の
0:01:35	部分の設計が今回の設工認、江藤
0:01:39	入ってきてるのかというところを説明してもらえますでしょうか。
0:01:46	被告電力の河本です。
0:01:49	特認が今回の申請の中でどのように位置付けられているかを説明させていただきます。
0:01:55	特任は、元、現在伊方発電所で使用中の5万55燃料に使用されているジルコニウム基合金。
0:02:06	の組成について問題ないことを説明しているものになりますが、今回の申請の中においては、
0:02:15	添付8の中で材質IIIについて問題がないことを説明しているんですが、その中にジルコニウム合金
0:02:24	ジルコニウム基金、
0:02:26	の性質が問題ないことを説明しております。
0:02:32	従いまして今回の申請の中で旧特認に該当する箇所は添付8、
0:02:38	であると考えております。以上です。
0:02:44	伊藤です。そうすると、今回のみ、資料2の右下3ページの表の中で、
0:02:54	添付8のところで、
0:02:58	なんすかねとくとく人の。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	内容を記載という、それが抜けているということですか今の資料上。
0:03:08	はい。四国電力の河本です。ご認識の通り、この表には設備の今年のみ書いておりました特任の記載は抜けておりました。
0:03:19	はいわかりました。ではそれは抜けているところは追記してもらえればと思います。
0:03:28	ただちょっと1点気になっていたのは6、
0:03:33	設認の申請書を見ていた時に被覆管の女性部の割合なり、
0:03:43	ただ、MDAザードのね、耐熱性とか耐放射線性とかいう説明の記載もあって、
0:03:54	ですねこれはひょっとしたら特任の
0:03:58	内容が設認の申請書の中に入ってきているのかなという感じもしたんですけれどもそこは別々に扱うということですか。
0:04:12	自国電力の嶋大戸です。先ほどのご質問の件ですけれども、もともと燃料、瀬、燃料メーカーが出しておりました
0:04:23	設認と、特任の位置付けです。設備についてですね、これは燃料体の技術基準規則に基づいてその基準に適合してることを切にで説明し、
0:04:36	いうものになります。で、先ほど伊藤さんおっしゃっていただきました通り設備の内容は、特任を網羅したものになっておりました、じゃあなぜ特任を出す必要があったのかと言いますと、
0:04:48	その燃料体の技術基準規則の中でも、あの中に、第3条ということで、
0:04:56	すいません、燃料体技術基準規則の第4条以降に、今の技術基準規則の解釈に、
0:05:08	引用されました別記中の内容が記載しております。そこに遺影ジルカロイ方等、
0:05:18	同等のジルカロイ高の被覆管ということ、べき所の中で要求されているんですけれども、
0:05:26	MDAとかNDAというのはジルカロイ方の組成ではございませんので、それを燃料体技術基準規則の第3条の
0:05:37	に基づいて、特殊加工認可という形で申請しているものというふうに認識しております。
0:05:47	ですので燃料体の
0:05:50	過去の技術基準規則の中では、説明と特にということで内容としては設認の特任を網羅したものにはなってございますが、そういった事情から説明、特にそれぞれ出していると。
0:06:04	いう背景がございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:07	一方で今回の技術基準規則、今回の設工認におきましては、その特任の瀬、
0:06:18	設認の内容を、
0:06:20	今回の補足説明資料 8 という形で、耐熱性に関する説明書をつけてございます。そ、その内容についても特にの内容を網羅したものであることを、
0:06:32	補足、
0:06:35	失礼しました補足説明資料の 6 で、特任ガモーラ職員の内容を網羅されていることを説明してございます。
0:06:47	ですので衛藤。
0:06:50	先ほどのご質問のところにつきましてはまず第 1 に設認というのは、特に、
0:06:58	の内容を網羅したものであることと、それを今回の設工認申請書の中では設認を引用することで、
0:07:06	かつ特認が網羅されていることを補足説明することで、劇場に適合していることをご説明させていただいているものとなります。
0:07:16	以上になります。
0:07:18	はい規制庁伊藤です。ありがとうございます。大体わかったんですけどもすみません補足説明資料の、
0:07:28	ロックの 3 のところですかね今おっしゃったのは、
0:07:33	特任との整合性のところでしょうか。
0:07:39	四国電力の嶋本です。はい。その通りです。
0:07:43	はい。そうですね確かにここでは資料 8。
0:07:48	水量Hatch資料は、
0:07:54	はい。
0:08:03	その補足説明資料 6-3 の中で 1 ページだけ資料 7 っていうのが入ってるんですけど、これは、
0:08:14	とか関係ありますかというか、今回の
0:08:18	概要パワポの資料で書かなくてもいいところですか。
0:08:39	フレッティング摩耗評価というところなんですけど、
0:08:52	四国電力の川元です。
0:08:55	ご指摘ありがとうございます。おっしゃる通り
0:08:59	ステップツー今回の申請の中で、当資料なあなあについてもですね一部特任から特にない先生が入っているというふうな説明を、補足説明資料の 3 例。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:13	しておりますので先ほどのこちらの発言は、添付 8 と申し上げたんですけれども、添付 7 も、
0:09:21	一部該当すると考えております。従いまして、先ほどのご指摘の、
0:09:29	資料 2 の 3 ページ、右下のページ、3 ページの下の表の中にですね特任の記載を追加する場合にはですね、天空 8 に加えて、添付 7 も、
0:09:43	一部特に全部入っていると、いうふうなことがわかるような記載にしたいと思います。以上です。
0:09:50	規制庁イトウレスわかりますし、ただ、それではちょっと特任のとの間、特任との関係がわかるような追記をしていただければと思います。
0:10:01	はい。
0:10:03	それからちょっと設認特任関係で、もう 1 点確認なんですけれども、今回須磨説明特任と、
0:10:12	同一設計であって、
0:10:16	記載を設工認の申請の中に持ってきているわけですがけれども、ここで言ってる既設人と聞いとく人というのは、
0:10:27	直近のHead設認特任のもの。
0:10:32	だけを指しているという理解でいいでしょうか他にもあるのであれば教えてください。
0:10:41	被告電力の川本です。この申請で参照している設備と特任は、それぞれ最新のものを参照しております。
0:10:50	以上です。わかりました。補足説明資料の中で確か、
0:10:56	書いてあるし、補足説明資料 6 の、
0:11:01	6-1 ですかね、6-1 で書いてあるもののうち最新のものということですね。
0:11:16	はい。施工電力の金本です。ご認識の通り、説明資料 6-1 で記載しているもののうち最初のものを参照しております。
0:11:28	はい、規制庁移動ですわかりました。ありがとうございます。コメント。
0:11:32	管理表のNo.1 については以上です。
0:11:37	あと、
0:11:38	ではちょっと次に行きまして、
0:11:41	コメント管理表ナンバーツのところです。
0:11:48	上部の 0 歳ばね力の件で、
0:11:52	と。
0:11:54	資料 1 で回答してもらっているんですけれども、ちょっとすいませんそもそも上部の 0 歳ばね力という、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:04	のが何かというところからで、
0:12:07	申し訳ないんですけれども、
0:12:12	コメント管理表では、
0:12:16	燃料集合体が浮き上がっていない状態で、
0:12:20	上部炉心版により抑えばねが圧縮されることにより、
0:12:26	発揮するばね力というふうに書いてあって、
0:12:31	令和、つまり、
0:12:35	越冬
0:12:36	圧縮され、
0:12:39	て、
0:12:40	言って発揮するばね力っていうのは、少されて、
0:12:47	戻ろうとするばね力ということですか。
0:12:53	はい。四国電力の菅です。ちょっと図を見ながら説明させてもらいたいと思うんですけれども。
0:13:01	補足説明資料、
0:13:05	この表のですね、補足説明資料 5 の、
0:13:11	33 ページで、東芝、右下の通し番号でいうと、69 ページを開いてもらえないでしょうか。
0:13:22	社長イトウです。はい開けました。はい。
0:13:27	0 城防災の上部の 0 歳バネーというのはですね、このページの左側に集合体のポンチ絵がありますけれども、
0:13:41	その上側に、
0:13:44	直角三角形のような、線ハタケの線が見えると思いますけれども、これーが上部の 0 歳バネを指しております。
0:13:57	藤。
0:13:58	集合体というのはですね上部炉心下部炉心盤内に挟まっておりまして、固定されております。
0:14:06	ちょうどこの図でいうと、上と下にある黒い矢印が書いてある、板板というか
0:14:15	平面が上下に書いてると思うんですけれども、これが上部と下部の炉心番だと認識していただいて、
0:14:23	なければと思います。
0:14:26	で、衛藤秀子体を装荷しますと、まず、下部炉心盤に接触しまして装荷されます。
0:14:34	そのあとに上宮炉心版を上から落としますと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:40	まず上部ノズルの上にある上部ノズルを裁判に上部炉心版が接触しまして、
0:14:47	ある程度、
0:14:49	6-0歳が音が圧縮された状態で
0:14:54	そろ新宮の中に燃料集合体が装荷されるという状態になります。
0:15:00	従いまして燃料集合体が装荷された状態というのは、
0:15:04	ある程度上宮炉心等下部炉心版で、ぎゅっと上位からおっしゃいまして、上部のルールを再バネが圧縮されたような状態で、
0:15:14	安定して、そっかされているという状態になります。
0:15:22	そのような状態。
0:15:24	そのように対応しております。衛藤。
0:15:29	両方のそろう際ばねについての説明は以上になるんですけども、
0:15:35	このような説明で問題ないでしょうか。はい。規制庁伊藤です。はい胴部の0歳ばねの説明はわかりました。
0:15:47	すいません。押さえ上部の0歳ばね力って、ばね力というのは、つまり、
0:15:54	これは下向きの
0:15:56	下向きの力っていうイメージでいいんでしょうか。
0:16:00	はい。四国電力の河本です。年、
0:16:04	そうですね燃料集合体から見たら、上んし、バネから下にかかる力。
0:16:10	と考えてもらって結構です。はい。瀬戸イトウです。はい。それで
0:16:22	今回のヒアリング資料、資料2の
0:16:26	右下19ページで、えっとですね
0:16:30	A型で3ケースB型で3ケースの評価結果が並んでいて、
0:16:35	そのうち五つは浮き上がらないと。
0:16:39	で、浮き上がらないっていうのはつまり、燃料集合体の位置は変わっていないということだと思うんですけどそれで、
0:16:49	何か抑えばね力。
0:16:51	の値にばらつき、
0:16:55	が出ているのは、
0:16:56	どうしてなのかちょっとわからなかったので説明してもらえますでしょうか。
0:17:04	四国電力の河本です。ケースによって上部のルールを裁判の力にばらつきがあるのは、熱膨張の、
0:17:13	差によるものになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:15	係数によって、低温起動時や高温全出力時というふうに炉心状態が低温だったり本だったりというようなケース分けをしているんですけども、
0:17:25	低温時の高温Gでは、炉心全体を構成する鮮烈方と、
0:17:31	炉心を構成するジルコニウム合金等の熱膨張の差によって
0:17:38	上部ノズル抑えばね、
0:17:41	に、にかかる力が変わってきます。
0:17:45	補足しますと上部ノズルを最バネを縮めた時の変位量といいますか、そのあたりが変わってきますので上部の0歳ばね力がばらつくということになります。
0:18:00	真木瀬戸イトウあ、はい。瀬戸イトウですが、温度の違いということですねわかりました。そうすると、
0:18:11	今回、本ポンプオーバースピードGは、実際、B型ですねB型のポンプオーバースピード時っていうのは高温なので、
0:18:22	一つ、本来、本来というかもともとというか、高温の絵なので条文の0歳ばね力としては、
0:18:31	●●(非開示情報)、あ、すみませんちょっと数字を言ってしまったのでこれは、
0:18:37	後で処理しますが、一つ上の行と同じ。
0:18:42	あった伊井なんだけど、浮き上がるのって、
0:18:47	浮き上がるのDA棟、上部の0歳版に要求される力等、
0:18:53	上部の造作威張れる9月にあって、
0:18:57	同じ値ですよというのを、
0:19:01	が、
0:19:02	今回のコメント回答。
0:19:05	2番目のところですかね。
0:19:12	はい。四国電力の河本です。その通りです。
0:19:17	はい。規制庁伊藤です。大体状態としてはわかりました。
0:19:23	それで、もう1、
0:19:27	1点なんですけどここで運営。
0:19:31	と。
0:19:32	資料2の右下19ページですと、1アノB型のポンプオーバースピード時で、
0:19:39	浮き上がるが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:41	バネの塑性変形は進行しないというふうに書いてあって、ちょっとこの塑性変形はへ進行しないというのは、これは、
0:19:52	ちょっとは塑性変形。
0:19:54	総じているってということなんですか。
0:19:58	それとも、男性危機にとどまっているということなんですか。
0:20:06	被告電力の河本です。この場合の塑性変形が進行しないというのは、弾性域に入っているという意味になります。以上です。
0:20:15	規制庁伊藤です弾性域に入っているというのは塑性駅まで行っていないということですね。
0:20:23	四国電力加茂です。ご認識の通りです。
0:20:26	はい。はい。
0:20:28	なるほど。
0:20:31	うん。
0:20:32	ちょっと塑性変形は進行しないという書き方だと若干
0:20:39	操作変形少しはしているのかなというふうに最初見たときをもってしまったので、できればバッカー
0:20:49	弾性域ですよとわかるような書き方にしてもらえればと思うんですけども可能でしょうか。
0:21:11	四国電力の川元です。はい。
0:21:17	資料2の記載についてはソウセ変形しないというふうなことがわかるような記載に修正したいと思います。
0:21:25	伊佐伊井の変更の範囲についてお聞きしたいんですけども、同様の記載がですね、申請書の添付資料の7、
0:21:35	にもありまして、そこでもう塑性変形しないというふうな意味合いのカバーをし、
0:21:44	失礼しました申請書797ページが、資料7、97ページに、
0:21:54	塑性変形を進行しないと、というような記載があります。
0:21:59	すいませんB型の申請書の、資料7の何ページですか。
0:22:13	少々お待ちください。
0:22:35	小麻生自分で引いてます。
0:22:37	はい。
0:22:54	すいません大変お待たせしました。B型の資料7の111ページの第4-5表、
0:23:01	にも同様な記載があります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:04	その他この点、資料7の文章中にも、いくつか同様の記載があるんですけども、そちらの方も記載を適正化。
0:23:15	するというような趣旨でよろしかったでしょうか。磯イトウですそうそうです ねやはりここ、この書き方だと誤解を
0:23:27	誤解を生じかねないので適正化をしていただきたいかなと思います。
0:23:38	基準。
0:23:42	規制庁イトウすみませんちなみにこのような記載ぶりというのは設認の時からあるものでしょうか。
0:24:00	すみません、少々お待ちください。
0:25:38	すいません。お待たせしました。
0:25:40	設認の記載を確認したんですけども、設認では、記載が違いますし、 違いまして衛藤設計弾性限界ばね力以内であるというふうな記載になっております。
0:25:57	はい。規制庁伊東です。そうするとはい。設認のときの説明の方が正しいのかなというふうに今聞いている情報だとそう思えるので、
0:26:09	やはりそこは記載の適正化をしてもらえればなと思います。
0:26:18	四国電力貨物です。承知いたしました。
0:26:22	はい。規制庁伊藤です。よろしくお願いします。
0:26:26	それ、
0:26:27	はい。
0:26:28	一応、ここのコメントNo. 2のところは以上です。
0:26:36	はい。
0:26:37	それでは次に行きまして、条文整理表のところですね、
0:26:46	藤松倉さん。
0:26:57	はい。規制庁伊藤です。
0:26:59	今回前回のヒアリングを受けて、今回赤字で注記なりを打ってもらった 資料、
0:27:11	受け取ってますけれども、
0:27:14	そうですね。
0:27:17	まだちょっとピンとこないところがありまして、
0:27:27	ですね。
0:27:31	どっから行くかという、
0:27:42	まずそれではちゅう注1についてなんですけれども、
0:27:47	今回申請する燃料体は、既工認において炉心として適合性を確認済み である。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:55	燃料体と同一設計であり、
0:27:58	条文内容に変更がないため、バツとしている。
0:28:02	これをもって、
0:28:04	工事の間、内容に関係。
0:28:09	あるものではないというふうになっている。
0:28:13	んですけども、ちょっと
0:28:19	ここがバツになるとは直感的にあまりよくわかっていなくて、工事の内容に関係がある。
0:28:27	という、
0:28:29	ところの
0:28:31	意味をちょっと、
0:28:32	もう少し教えてもらえますでしょうか。炉心等 23 条の炉心等だけが 0 である、それ以外がバツになっているところの、
0:28:43	ご説明をお願いします。
0:28:48	四国電力の嶋本です。ご説明させていただきます。
0:28:51	す。もともとこのこの 3 列、適用条文工事の内容に関係あるものを審査対象条文と、こういう 3 列にした。
0:29:02	も、イトウとしましては、まずこの適用条文は、
0:29:09	技術基準規則の、その主語が、今回申請する設備に該当するか否かというのでマルバツを振っております。で、そのあと、
0:29:20	この工事の内容に関係あるもの、これに丸がつけてなるものについては、この適用条文と工事の内容に関係あるものをこのAND条件で、
0:29:30	00 となるものに対しては審査対象条文を 0 になるというのが、もともとの発想でそういうふうな整理をこれまでさせていただいておりました。
0:29:40	ここの考え方、今も変わって、基本的には変わっておりませんが、ちょっと今回燃料体その整理がちょっと違っていると。
0:29:51	いうところがまずご懸念へのスタートなのかなと考えております。で、この工事の内容に関係あるものの整理としましては、
0:30:01	この注 1 で記載している内容と、ちょっと似たようなことをご説明することになってしまいうんですけども、
0:30:08	まずこれから設工認申請をしますとんた時にはですね、まず技術基準規則の要求事項が変わっていないかどうか。
0:30:19	変わっていなかったとしてもこれから作る設備というものが、従来の設備と違ってし、新規、新規の設計になるものなのか設計変更があったかどうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:31	そういったところでマルバツ判定をしてございます。
0:30:35	そういう考え方で基づいて考えた場合、今回の燃料体というものについては、設計変更はございませんと。それは
0:30:45	過去の既工認の中の炉心という中で見て、ございました。
0:30:51	また条文、
0:30:55	の要求事項も 23 条以外は変わってございません。
0:31:00	一方 23 条については、今回設認の要素が取り込まれまして、23 条の解釈が変わったと。
0:31:08	なので 23 条の要求事項が追加になったということで、23 条だけ丸にしております。
0:31:20	説明以上になるんですけれども、そういった意味で
0:31:26	適用条文、
0:31:28	流下場、マルで、工事の内容に関係あるものを、バツとなったものは基本的な審査対象条文もバツにするっていうのが、もともとの発想だったんですけれども、
0:31:41	今回の一方でそういう今までの発想とは違った判例が出てきたというのがこの燃料体でございまして、従来から設計は変わっていない燃料体を、今回、設工認に燃料体がエントリーされましたので、
0:31:57	さすがにその燃料体に対しては、これまで見た、見たことがあるとはいえ、今回審査対象上にすべきというふうに考えまして、
0:32:08	0 にしている、審査対象条文を 0 にさせていただいております。
0:32:14	根井。
0:32:16	そういったことを注 2 の方でも書いております。すいませんちょっと説明が要望になりましたけれども、以上になります。
0:32:25	瀬戸イトウです。
0:32:26	はいありがとうございます。今聞いていた感じだと、
0:32:32	設計変更、設計変更っていうのはないので、
0:32:38	工事の内容に関係あるものっていうのは、
0:32:41	基本バツなんだけれども、23 条については、
0:32:47	要求事項の変更がありましたと。なので、0 にしていますと。
0:32:54	そういうことでしょうか。
0:32:58	四国電力の嶋本です。その通りでございます。
0:33:15	規制庁中ですが、
0:33:17	あのですねこの表だけ見てですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:22	これ結果だけ書いてるところがあって注意書きで少し補足はしてるんですけど、
0:33:28	まずこの表の整理の考え方っていうところをですねちゃんと述べていただきたくてですね。
0:33:34	まず例えば先ほどご説明したようなところだと思うんですけど、
0:33:38	この表でいうその適用条文なりその工事の内容に関係あるものを、
0:33:43	それから審査対象条文って三つあってそれぞれの定義としてどういう。
0:33:49	ことでこれは定義づけているのか。それで、止まるとする場合罰をする場合ってのはどういう場合を0としてどういう場合をバツとするのか。
0:33:58	そういうところがですね、この資料上は考え方が見えなくて、明確にしたいんですけど。
0:34:05	いかがでしょうか。
0:34:19	四国電力の嶋本です。
0:34:22	はい。コメントありがとうございます。
0:34:26	そうですね
0:34:29	まずこの適用状況のところについては、※っていう形で右上に記載。
0:34:36	いただいてるんですけどもこれをもうちょっとブレイクダウンするようなイメージっていうことでしょうか。
0:34:44	※適用条文の※上ですか、
0:34:52	設備として技術基準規則の適合が必要な条文不要な条文、
0:34:58	何となくですね何か、
0:35:00	おんなじような今強いが、少し微妙なニュアンスでこう違った形をしていて、
0:35:06	適用状況の説明聞けば何となくこれ効果と思いつつ、その横の、
0:35:11	工事に関係あるものとか、審査対象条文ってのは私わからなくてですね。
0:35:17	ちょっとそれぞれの定義をちゃんと書いていただいた上で違いがわかるようにしていただきたいという趣旨なんですけれど。
0:35:24	この表の前段としてですねちゃんとそのこの表の作り方なり整理の仕方という考え方を、定義を含めて、ちゃんと記載していただきたいということが、コメント内容です。
0:35:46	四国電力の白尾です。はい。承知しました。ちょっと記載の仕方については、検討したいと思います。またこれは燃料体に限った話でもない認識しておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:01	ちょっと社内でも、節項に対応している人間と、ちょっと議論して、記載方針について考えたいと思います。
0:36:11	で、ちょっと審査対象条文の考え方、マルバツにしてるのは右の理由に、
0:36:19	記載しておりますので、イメージとして適用条文と工事の内容に関係あるものの、
0:36:26	ページをまず上段に書くような、
0:36:30	イメージで、その上で、審査対象条文になぜマルバツになるのかっていうのは、この右の理由のところで書いている通りと、そういうステージになるのかなと考えておりますが、その認識でよろしかったでしょうか。
0:36:44	形状中です。ちょっとそれは、
0:36:47	部分的にそういう説明を受けば出さなくわからなくはないんですけど、
0:36:51	例えばこの理由もですね、何の理由かというのはよくわからないんですけど、
0:36:56	これはどこに対する理由を今書いてるんですかね。
0:37:01	四国電力の嶋本です。こちらに対して審査対象条文のマルバツ判定の理由を書いております。
0:37:10	市長中江須磨例えば地震による損傷の防止は第5条っていうのは、
0:37:16	適合性の内容に変更はない。
0:37:19	とな。
0:37:20	て言って0になってるとかっていうのよくわからなかったんですけど。
0:37:26	他のところはですね審査対象条文とならないとかってこうはっきり書いてるところもあるし、何か、
0:37:32	適合性の内容に変更はないんでそれで結局何なんだってよくわからないっていう。
0:37:37	ところプラ数、理由は書いてありながらですね、丸のところにも注を振って、また何か違う文章で、別のところに何か書いてあるとか、
0:37:46	少しですね継ぎ接ぎ的にこういういろいろ何か補足してるところがあって、
0:37:51	結局だから全体としてどういう考えでこの整理表を作ってるのかっていうところがわからないので、そこがわかるようにということです。ついでにチュウヤク振ってその適用条文についてマルバツで、
0:38:04	必要適合が必要な上部不不要な条文、
0:38:08	ということでマルバツをつけてます等五つそそのマルバツのつける考え方が、ここでは見えないので、そういうことも含めてですね定義と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:20	そのマルバツの判断の考え方、なんかそういうところをですねちゃんと整理してですね、前段でちゃんと記載していただきたいというふうに考えてますんで、
0:38:30	同じような議論がですね結構そのまま来後任は公認でこういうのもありますC、
0:38:35	例えばその許可の方は、工認と許可はまた違いますけれど、その許可の方でもですねそちらのはい樹脂タンクの増、いろいろみたいな。
0:38:46	増量みたいなのところでそこでも同じような議論があつてですね結局、
0:38:49	定義の仕方は違うんですけど、少しですねちょっと申請としての対象条文というところ、考え方をですね、御社の中でちゃんと整理してですね、
0:39:00	説明いただきたいというふうに思います以上です。
0:39:05	四国電力の嶋本です。すいませんいろいろコメントありがとうございますし、当社内でしっかりここは議論した上でまたご説明させていただけたらと思います。
0:39:15	よろしくお願いします。以上です。
0:39:19	瀬戸イトウです。はい。ちょっと今の点にも関連しますけど伊方の弁改造とかの時は、フローズっていうのがついて、
0:39:31	一定なんかんこアノ子、はい。
0:39:35	フローで、適用条文かどうか、工事内容関係あるかどうかみたいな一応そういう説明が、
0:39:45	あたりだったので、それも、
0:39:48	踏まえつつ整理をしてもらえればと思います。ただちょっとそのと、弁改造のときのやつだと、適用条文か否かところはあまり詳しい説明はないのでそこでは出してもらった方がいいのかもしれない。
0:40:03	ません。はい。
0:40:04	で、
0:40:07	そうですねちょっとこの資料を見ていて、O××と。
0:40:13	O×Oの、
0:40:17	違いがちょっとあまりスツと入ってこなかったんですけども、この
0:40:24	だから、
0:40:26	マルバツ、衛藤、
0:40:29	1000 砂堆創造部とするかどうか。
0:40:31	スルツか一田舎の、
0:40:34	血がいい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:36	についてえっと、そしてちょっとちょっと改めて説明してもらえますか。
0:40:44	はい。四国電力の嶋本です。マルバツ×とマルバツ0の違いについてちょっとご説明させていただきます。
0:40:55	江藤。まずマルバツ×についてはですね。衛藤。
0:41:01	江藤加古の既工認でも、何といたしますか、
0:41:06	燃料の設計に依存してるものではなくて設備の設置率とか、設備の取り扱い場所を変更しないということをもって、
0:41:17	工事に関係のないものと、いうふうに整理してまたあの審査対象分からも除外していたというものになります。
0:41:26	一方で、マルバツ丸になっているもの、5条の地震とか、6条の津波とかがですね、燃料の設計に影響がある。
0:41:37	あると、必ずしもそのせ、設備の設置位置とか、設備の取り扱い場所、
0:41:43	変わっていないからとそういう理由ではなくてですね、設計にも影響してくるというので、既工認の中でも、その炉心のところで、過去適合性が確認されたものになります。
0:41:55	今回の燃料体というものが設工認にエントリーされます。その時に過去の既工認の炉心のところで、
0:42:05	適合性を確認していた。なので、今回も震災いらないですという整理も可能かもしれないんですけども、ただやっぱり燃料体というのがエントリーされましたので、
0:42:18	そのタイミングで改めて既工認の内容と同じですということ、
0:42:24	改めて確認いただきたいということで、審査対象条文について丸とさせていただきました。
0:42:33	逆に言うと今まで適用条件工事の内容に関係あるものがマルバツとなれば、もう自然体でバツ審査対象条文バツになっていたと。
0:42:44	というのがもともとの思想なんですけれども、そこに先ほど申しました通り、判例的なものができてしまったため、ちょっとこの工事の内容に関係あるもののマルバツ判定ってあんまり意味ないんじゃないかとかですね。
0:42:57	結局マルバツになったと丸がつくのであれば、そういうの関係なしに適用条文にマルで審査対象条文になぜ0になるのかバツになるのかっていうのをしっかり説明することで、
0:43:10	この工事の内容に関係あるものっていうのはそもそも要らないんじゃないかという議論も実は社内ではありまして、
0:43:17	ただ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:18	今回の燃料体がある意味特殊といいますか、設計が全く変わっていないものを設工認にエントリーするっていうのは、この先あんまりなかなか出てこないだろうなという、そういう特殊性もありましたので、
0:43:32	今回注釈をする形で、この表の形式っていうのは変えずに対応させていただきました。
0:43:40	ちょっとすいませんそういう背景がございまして、ただ、おっしゃる通り非常にわかりにくいところかと思しますので、その定義の仕方、この適用条文、
0:43:52	この表のマルバツ判定のそれぞれどう定義しているのか、またそのマルバツ版、
0:44:01	マルバツの判断を、の考え方、そこについてはちょっと社内で議論して整理させていただこうと思います。
0:44:07	以上です。
0:44:09	はい。瀬戸イトウです。わかりました。今口頭で聞いていて大体何となくわかったような気がするんですけどはい。整理をお願いします。
0:44:21	で、えっとですね、ちょっとこの増分、
0:44:26	整理表で、ちょっと1個だけ確認させてもらいたいんですけど第10条のところですね。
0:44:34	コメント。
0:44:37	管理表だと4番目のところですけども、
0:44:41	ここで、これまでの設工認で〇××となっていた×××2、Aとしましたとつまり、適用条文ではないというふうにして、
0:44:55	いるんですけども、ちょっとここんとそうですね。
0:45:05	第十条の
0:45:08	条文、
0:45:10	を読むとですね。
0:45:13	確かに急傾斜地崩壊危険区域内に施設する設備はという素子になっていて、
0:45:23	区域が、
0:45:25	そういう区域がないので、
0:45:28	適用、
0:45:29	ではありませんという、
0:45:31	そういう説明なのかと思うんですけども、ただですね過去の
0:45:36	設工認というか、そもそも指針規制の時点で、
0:45:42	10条は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:45	審査書にも載っていますね。
0:45:49	急傾斜地崩壊危険区域でない。
0:45:52	地域に設備を設置、敷設する。
0:45:55	設計としていることを確認したことから、10条の規定に適合していると認めるという
0:46:01	ふうな、審査結果を出していますと。
0:46:08	すみませんちょっとこの、このタイミングで整理を変えて、
0:46:14	変える必要があるのかちょっと
0:46:19	あえて今回バツにしますという理由ってあるんですかね。
0:46:36	四国電力の嶋本です。
0:46:38	すみません社内でこのところについては議論させ、議論させていただきまして、そのとき新規制委の時の清梨衣
0:46:51	10条は適用条文じゃないっていうふうになんて
0:46:58	認識してたんですけども、今の伊藤さんの
0:47:02	ご発言では新規制基準のときに、当社十条に、
0:47:07	すみません当社のごことで恐縮なんですけど10条に、
0:47:11	に適合しているっていうようなそういう記載があるということでしょうか。はい。
0:47:21	規制庁の審査結果の中でと書いてますし、
0:47:29	関係ない。
0:47:42	定義。
0:47:43	すみません少々お待ちください。
0:50:44	あ、すみませんちょっとお待たせしました。えっとですねすみませんちょっと今、新規制の時には審査書ぐらいしか私は見れていなかったもので、当時、事業者側としてどう考えていたかハシ新規制等での、
0:50:58	経緯はちょっと載っていないところがあるので、それは調べるんですけど少なくとも直近の伊方の弁改造のときは、十条は0になって、
0:51:10	行ったという経緯はあります。
0:51:17	四国電力の嶋本です。あ、すみませんあれご指摘ありがとうございます。ちょっと当社の中でも新規制基準の時にどのように、
0:51:28	社内の整理では適合条文でないという整理をしていたんですけども、それがどのような形で規制庁さんの方に
0:51:38	行っているのかとかですね、ちょっとそこを改めて確認したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:43	またTOTO社の他の節項におっしゃっていただきました通りアノ弁改造とかにつきましてはちょっと、
0:51:50	ここすいませんあの考えかたが、その担当課で違っていた部分がございます、0になっている、いたんですけれども、他の設工認とカー。
0:52:01	その乾式キャスクとかですね、
0:52:04	他の施工に関しましてはここ適用条文バツとしているものが多数ありまして、
0:52:14	例示社内議論したところ適用条文でないと、バツというふうな整理をしているっていうのが現状でございます。
0:52:23	ただはい。1回確認させていただけたらと思います。
0:52:28	以上です。
0:52:29	赤瀬戸井田です。わかりました。はい。
0:52:34	言うまでもないですが担当官が違うから整理が変わるっていうことはないはずなのでそこは四国電力としての考えがどうですっていうのをちょっと確認していただいて、
0:52:49	衛藤。
0:52:50	教えてもらえればと思います。
0:52:55	四国電力の嶋本です。承知しました。
0:53:00	ここはとりあえずいいですか。
0:53:03	はい。
0:53:06	瀬戸イトウです。ありがとうございます。それでは一応この条文整理表のところについては以上で、
0:53:18	コメント管理表の5番目のところに行かせてください。
0:53:24	被覆材とか、パネェ定数とか比留間通を追加した。
0:53:30	理由の説明ということで
0:53:34	少々お待ちください。
0:53:48	あ、すいませんちょっと一つ、条文成長力忘れてました。
0:53:54	19条のところについてなんですけれども、流体振動等による損傷の防止で、
0:54:03	ここで審査対象条文は0にはなっていて、
0:54:09	右側の理由のところ、既工事計画において適合性が確認されていると書いてあります。
0:54:18	この既工事計画っていうのは、いつ時点の工事計画でなんでしょうか。
0:54:45	佐瀬少々お待ちください。
0:54:50	はい、承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:43	四国電力の嶋本です。19 条、19、第 19 条の流体振動の既工事計画なんですけれども、まず
0:55:56	既工事計画のどの部分で説明させて適用性を確認してるかっていうところをご説明させていただきます。
0:56:03	で、基本設計方針でございます、
0:56:11	設工認申請書、方の方の右下、基本の方針になりますので右下、2-1-8 の 5 ページをお願いいたします。
0:56:36	真木瀬戸伊藤です。すいませんもう一度ページ数をお願いします。
0:56:41	すいません。右下 2-1-8 の 5 ページになります。
0:56:46	2-1 麻生先生。
0:57:03	はい
0:57:05	当局へと許可との整合性の説明書ですかね。
0:57:11	申請書本文の方です。はい。すいません、2-1-8-5。
0:57:19	はい。はい。はい。開きました。はい。はい、ありがとうございます。この変更前というところの 4 ポツ、流体振動等による損傷の防止、
0:57:30	ここでヒコウにおいてこういう記載をさせていただいております、この 19 条に適合するような設計としますということを宣言してございます。
0:57:42	で、
0:57:44	今回もそこ変更なしということで、適合性の内容に変更はないというふうにしてございます。そうです。
0:57:51	すいませんこの基本設計方針のこの 4 ポツ流体振動の記載の最新がいつされたのかっていうのは
0:58:01	ちょっと今、パツと出てきてなくてですね新規制基準の対応の際には間違いなく、
0:58:07	させていただいていると認識しているんですけども、そのあと、
0:58:12	当社の
0:58:14	2 の所食うアノ 4.1%u235 の食堂のステップツ燃料について申請させていただいております、
0:58:25	そのときに、この基本設計方針、
0:58:29	同じように左に変更前に記載させていただいて変更後、記載なしというふは変更なしというふうに、
0:58:37	しているのがあれば最近がそちらになるかなと考えておりますが、ちょっとすいません今確認できていない状況です。また確認してき次第ご連絡させ、ご説明させていただきます。
0:58:49	とりあえず以上になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:52	瀬戸イトウさんありがとうございますはいそこは確認をしていただければと思うんですけども、ちょっと下へと。
0:59:02	質問なんですけど、燃料体のこの
0:59:06	そのまま、流体振動等による損傷を受けない設計とするというのが基本設計方針については、
0:59:19	なんかその添付資料で流体振動の損傷防止の説明書
0:59:24	みたいなものは、ついて、
0:59:29	言いませんと、いないんですけどちょっと理由を説明してもらえますか。
0:59:52	四国電力の嶋本です。
0:59:55	この19条の十九条の添付資料をつけていない理由でございますが、 仏教実用炉規則の別表第2、
1:00:07	に沿ってこの添付資料を考えてございます。
1:00:11	で、
1:00:14	今回燃料体ということで、別表第2の原子炉本体、
1:00:20	もしくは、共通の部分に該当する添付書類をつけることを考えてございます。
1:00:28	この流体に関する
1:00:33	説明書
1:00:34	につきまして、
1:00:36	は、確か
1:00:39	すみません、ちょっと手元にあれ、実用炉規則がぱっと出てきてないのであれなんですけれども、確か
1:00:48	一次冷却材の関係の元0ですかね、年齢の設定等の説明書になっていたと認識しております。
1:01:01	ですから燃料体につきましては
1:01:04	衛藤。
1:01:05	流体に関する
1:01:09	この添付資料というのは用意してございませんで、それを基本設計方針の中で宣言しているというものに、
1:01:16	整理しております。以上です。はい。規制庁伊藤です。はい。そう、そうだろうなと思ってはいたんですけど、そうすると、燃料体については基本設計方針にだけ書いて、
1:01:33	それで終わりということなんですかねこの19条関連ってというのは、
1:01:42	あ、すみません少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:46	母さん渡しました。ちょっと事実確認をさせてもらいたいんですけども確か、
1:06:56	新規基準の時には流体振動の説明書が出てきて参って、
1:07:03	ただそのときは、冷却材バウンダリの拡大範囲、
1:07:08	のところしか、確か、
1:07:11	対象としていませんでしたと、なので、燃料体については、
1:07:17	そ、その席上の時は流体先導の設計ってのは説明がなかったと。
1:07:25	思うんですけどもちょっとそのあたり正しいでしょうか。
1:07:45	四国電力の川元です。新規基準の時に一次系バウンダリーの拡大範囲しか申請しなかった理由ですが、先ほど、
1:07:55	申しあげました通り、実用炉規則別表第2に従いまして整理した結果、
1:08:01	1配管、1例バウンダリーについてのみ
1:08:07	審査審査対象となると考えましてその部分のみ説明書を添付して申請したことになります。以上です。
1:08:17	はい。規制庁井藤です。はい。それで、
1:08:21	ちょっと確認したかったのは関関と喜田層でしたと、です。
1:08:26	関清よりも前の時に
1:08:31	何等カーその燃料体のところについて、流体振動の
1:08:37	説明書をつけたような、
1:08:40	ケースはあったのか、建設時、
1:08:44	かもしれないその後かもしれないんですけどそのあたりは、今情報ありますでしょうか。
1:08:58	四国電力河本です。おそらくないと思いますけれども一応念のため確認さしていただけないでしょうか。
1:09:06	はい。磯イトウです。
1:09:09	お待ちください。
1:09:45	渡しました衛藤で、はい。
1:09:47	ちょっと今今のところもですけど理由欄の既工事計画というのはいつものか。
1:09:54	というところを確認いただいてこれもまた教えてもらえればと思います。
1:10:06	電力浜本です承知いたしました。
1:10:09	はい。
1:10:11	と、
1:10:15	それではすいません
1:10:19	条文整理表については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:22	以上で、
1:10:29	はい。コメントのナンバー5の方に行きます。
1:10:45	はい。
1:10:46	今回のヒアリング資料の資料3と4で、
1:10:52	出していただきました。
1:11:03	補足説明資料はついても、
1:11:06	やつですね。
1:11:07	えっとですね
1:11:20	被覆管のす成分にしろ、コイルばねの定数にしろ、ヘリウム加圧量にしろ、9、
1:11:31	燃料体設計認可申請書の本文に書いてありますと、
1:11:38	設置許可添付書類8においても説明して、
1:11:43	いますというところがあるんですけども、
1:11:47	すいませんちょっとそもそもの話で、
1:11:51	恐縮なんですけど、コイルバネー。
1:11:55	を入れてルー目的ヘリウム加圧をしている目的。
1:12:02	ていうのは、
1:12:03	今回の申請書の中で、
1:12:06	どこかに書いてありましたかね。
1:12:18	賛成少々お待ちください。
1:12:20	はい。そうしますと、
1:14:13	あ、すみません、四国電力加茂です。お待たせしました。
1:14:16	投資申請書の添付の資料7に記載があります。
1:14:22	まず、抑えバネーの役目に関しては、資料7-1、
1:14:29	というページの一番下に書いております。
1:14:33	ペレット裁判では燃料集合体の輸送時及び取り扱い時にペレットが移動することを防止しているという記載が該当します。
1:14:43	続きましてヘリウムカードの理由については、資料7の85というAの上部に書いております。
1:14:55	直接そのフィルム加圧をこのそういった理由で対応しているというふうな記載ではないんですけども、クリープクラブ数については減り数をし、採用していることから、リークパスが発生しないと判断できるというふうな記載がありまして、
1:15:11	裏を返せば栗プラスの防止のためにヘリウムカードを採用してることになります。以上になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:18	規制庁伊藤りすすいませんここいるばねのところもう1同よろしいですかT資料7-1ページですか。
1:15:28	四国電力河本です。はい。資料7-1です。
1:15:32	すいませんとど行でしたっけコイルばね、
1:15:38	通す。
1:15:39	一番下に、すいません規制庁井藤ですが見つかりました、燃取ペレットが移動することを防止して、
1:15:51	これ形です。
1:15:53	B型も同じだと思います。
1:15:59	B型についても、ページ数を教えてもらってもいいでしょうか。
1:16:14	はい、四国電力加茂です。ペレット裁判への記載については、B型では、資料7-2ページ、
1:16:24	ページの上の方に記載しております。
1:16:35	えっと、85ページ、次、江藤アノ+ってかヘリウム数については、資料7の85ページのページの、
1:16:45	最下部に書いております。
1:17:06	瀬戸イトウです。はい。ありがとうございます。すいませんペレット再バネのやつなんですけど、B型は、上と下に一つずつあると思うんですが、二つと、二つとも
1:17:22	ペレット移動防止を目的として付けているものでしょうか。
1:17:30	四国電力河本です。5日の通り二つ設けるといって防止の目的で付けております。
1:17:40	そうです。はい。
1:17:44	はい、わかりました。
1:17:47	はい、ありがとうございます。
1:17:48	それ、
1:17:50	その上で、
1:17:55	今回赤字で追記していただいているのは、
1:18:02	ちょっと背許可の先発を見てみたんですけど、
1:18:07	これ事実確認なんですけど、ばね定数とかヘリウム加圧量、
1:18:12	そのものを書いてあるわけでは、んなさそうだったんですけどその理解でやってますか。
1:18:22	四国電力河本です。ご認識の通りばね定数とヘリウム活用についてはその数字そのものを書いてるわけではなくて燃料棒の構造として、言及があるというふうな、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:35	この認識で、もちろんありません。以上です。はい。ですよねなので、何かちょっと向こうの赤字を読んだときにはね手数、
1:18:44	ばね定数は、
1:18:46	原発においても、燃料造の燃料棒の構造と説明してるってあってちょっと、
1:18:55	そのものは書いてない。
1:18:57	ていうのがわかりづらかったんですけど
1:19:01	とりあえずわかりました。はい。
1:19:03	それで、
1:19:14	そうですね。
1:19:16	さらに後ろのページにいて、
1:19:19	資料、
1:19:25	資料 3 でいうと、右下、右下ページ数の、
1:19:31	24 とか 20、
1:19:34	この辺りなんですけれども、
1:19:37	ここ
1:19:40	被覆材。
1:19:42	について、被覆材の初生分については、
1:19:46	燃料棒の強度評価、
1:19:50	上、
1:19:52	基本設計方針に記載した資料を前提としていると書いては、
1:19:58	コイルバネーのばね、
1:20:01	コイルばねについては、
1:20:09	コイルバレットヘリウム加圧の設計は、燃料棒の共同評価の前提となっている。
1:20:17	コイルばねについては燃料集合体強度評価上の前提となっているという記載があります。で、ちょっとですね強度の説明書の中で、
1:20:32	どこ。
1:20:34	2 課関係してるのかなってというのがちょっとわかりづらかったので、
1:20:39	強度の説明どこ。
1:20:42	と対応してますというのを教えてもらえますでしょうか。
1:20:47	はい、承知しました少々お待ちください。
1:22:55	瀬戸イトウです。
1:22:57	時間がかかるようであれば、次のヒアリングの時でもいいですけど、いかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:09	四国電力青井です。すみません大変申し訳ないんですけども次のヒアリングの時に回答させていただきます。
1:23:17	はい。瀬戸イトウです。承知しました。
1:23:22	今日私から確認したいと思っていたところは以上なんです、規制庁側にありますでしょうか。
1:23:31	はい。
1:23:35	傾聴中です。ちょっと資料をざっと確認して、ちょっと細かい点ではあるんですけど確認なんです、
1:23:44	A型燃料の例えば、補足説明資料で言う、通しの13ページ。
1:23:54	添付書類の要否の検討結果というのが書いてあるんですけど。
1:24:00	ちょっと書き方だけの話なのかもしれないんですけど、
1:24:04	13ページ目の一番下の設立記載事項の設定根拠に関する説明書というところで書き方理由として、
1:24:15	設定根拠に影響を与えないため不要ってなってるんですけど、
1:24:20	そもそも燃料体に関係する設定根拠って、この場合は、何が該当して、どう関係しないんでしょうか。
1:24:56	形状の中で、時間かかるようであればまた次回少しご説明していただきたいと思うんですけどちょっとこの表現だけだとですねよくわからないところがあって、少しわかるように記載を検討していただければと思いますがいかがでしょうか。
1:25:12	四国電力川本です。こちらを記載した意図としてはですねまず今回燃料た飯野アノ設計が全く変わっておりませんので、プラント全般に関して設定根拠、
1:25:25	が、影響されることはないです。なので影響されてないため、セ不要というふうに記載させていただきました。
1:25:35	江藤、個別にですねどういった設定がプラント全般であってっていうのは、ちょっとこの場ではですねすべて申し上げることはでき、
1:25:46	ないというのが状況になります。
1:25:50	江藤、おっしゃっていただいた背期待をわかりやすくするっていう意味なんですけれども、
1:26:01	衛藤先ほど申し上げたように燃料代の設計が変わらないので、設定根拠に影響を与えませんというふうな趣旨のことを追記するようなイメージでよろしかったでしょうか。
1:26:12	いや、何か事実関係確認して通常こちらへんて、本文で言う
1:26:18	配管なり弁なりポンプ内というそういうところのですねその圧力とかを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:24	温度とか会計とかそういうところをメインとなる中で、
1:26:29	等、
1:26:31	結局燃料体の場合って、
1:26:35	どれが設定根拠説明書に該当するんでしょうか。その関係をまず、
1:26:40	教えていただきたいんですけど。
1:26:47	四国電力川元です。燃料体の数、
1:26:52	1例と設計変更によってどのような設定根拠に影響があり得るかという ようなことを
1:27:00	調べ、
1:27:02	次のヒアリングまでに回答させてもらいたいというふうに受け取りましたが、 よろしいでしょうか。
1:27:11	はい。ちょっとこちらで調べればわかるのかもしれないんですが規制庁 中ですけど
1:27:16	そもそもだから建設時に燃料体とかっていう場合って、その設定公共で どう書くかって何かこう定めてるわけですよそれらの内容が変わらな いってことだと思うんですけど。
1:27:27	もともとどういものが対象であってそれが今回変更がないのでそれは 影響受けないということ。
1:27:34	要らないっていうふうになったのかその事実関係を教えていただきたい ってことなんですけど。
1:27:44	はい。承知しました事実関係確認しまして、
1:27:49	次のヒアリングまで回答させていただきます。
1:27:53	はい。規制庁仲です。
1:27:55	結構なんか、この添付書類全般でいう等、認可済みの工事計画の通り で、設計を行うことから、
1:28:05	内容に変更はないとか五つ丸がつけというのも結構あったりしてちょっ とそこら辺の何か、
1:28:12	考え方というのがちょっとよくわからなかったんですがだから、
1:28:16	変更はないけど変更がないことを説明するっていうことで丸をつけての は丸を付けるとそういうことですかね。
1:28:27	四国電力加茂です先ほど逐条整理のところでも説明申し上げたのと同 じ理由になります。今回燃料体が追加されたという
1:28:38	ことで変更はないけれども、その変更がないということを説明し、説明 したいので、丸をつけてるということになります。以上です。規制庁ナカ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	せなんかそうそういう考えだと、設定根拠別に変更がないけど変更はないという、
1:28:52	何か理由書をつけなくちゃならないように置こう。
1:28:55	思えるんですけどそこはいらないという整理なんですか。
1:29:08	すいません四国電力の嶋本です。その辺りの整理について改めてちょっと事実関係確認した上でちょっとご説明させていただきます。以上です。はい、規制庁のバス、ちょっと逐条の整理がまず
1:29:21	るかと思うのでそれも踏まえてこちらの添付書類もどう、
1:29:25	該当するのがあるのかっていうところ、ちょっと整合性は確認したいと思います。また、そこは次回ご説明いただくということであれば、
1:29:32	その際にまた確認させていただきたいと思います。以上です。
1:29:40	四国電力の島津です。承知しました。
1:29:45	俳句瀬戸イトウです。規制庁側他、よろしいでしょうか。
1:29:50	はい。
1:29:50	それでは、まず振り替えをしたいと思いますが、四国電力側で、今回のヒアリングの振り返りをお願いした方がいいでしょうか。
1:30:09	はい。承知しました。
1:30:12	衛藤。まずですねいただいたコメントは一つ一つ、
1:30:18	確認のために申し上げていきたいと思います。
1:30:21	まず、
1:30:25	今回のヒアリング資料の資料1の3ページ目に記載しています。
1:30:32	設認と今回の申請書の対応の表について、表の方に、特任が今回の市、どのように該当するかを、
1:30:44	記載したいと思います。
1:30:45	具体的には添付資料。
1:30:48	7と8が該当しますのでその旨を記載いたします。
1:30:55	次が、
1:31:00	強度計算書、強度計算の中で本フロー時ポンプオーバースピードGの上部ノズル抑えばね、
1:31:08	が、塑性変形が進行しないというような記載が、補足説明資料や、申請書の添付資料。
1:31:15	の、資料7の強度計算書の中に、散見されておりましたが、これ
1:31:21	この記載については、設認の記載である弾性限界ばね力以内というような、弾性弾性域内であるというような趣旨の記載に修正したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:39	ええ。
1:31:49	と、すいません、資料3の屠畜場整理のところですけども、そちらについてはまずこの表の考え方、
1:32:01	具体的なその適用条文工事の内容に関係あるものを審査対象条文というのを
1:32:08	どう定義しているのかというところについて社内確認の上、整理したいと思います。またその丸場Ⅱの判断の考え方というところについても、
1:32:21	社内整理しまして、次のヒアリングでご説明させていただきたいと思います。
1:32:32	と、あとその同じ式九条整理の中でも、その理由の記載。
1:32:39	ですさっきの話とかぶるんですけども、
1:32:42	当間。
1:32:44	審査対象条文が0になっているんですけどもその理由のところの適合性の内容に変更はないという、
1:32:54	審査対象条文のマルバツを判定している理由になっていないとかです。ね。そういった期さEのところにも、ちょっと整理が足りてる部分もありますので、そちらも含めて、
1:33:05	提示させていただきます。
1:33:11	伊東さんからアドバイスいただきましたアノ弁改造とかではフロー図があつたりとか、そういうのもありましたのでそういったものも活用するなりしてちょっとこの、
1:33:22	については、整理させていただきます。
1:33:26	あと、
1:33:28	地区情勢でいくと
1:33:31	10条の記載の適用上部のマルバツについて、ちょっと新規性基準の時の対応状況、瑕疵を確認した上で、
1:33:45	もう一度そこを再整理させていただきます。
1:33:50	あと、19条につきましては、
1:33:55	衛藤、基本の方針で説明させていただいているということなんですけれどもそれが、既工認っていうのは具体的に何を指しているのかと。
1:34:06	いうところを確認させていただきます。また過去に、その十九条の添付をつけたことがあるか否かという点についても、
1:34:20	確認の上回答させていただきます。
1:34:25	逐条整理の箇所は以上と考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:30	衛藤四国電力青井続きまして補足説明資料 8 に関連したコメントですけれども、
1:34:38	まず、ペレットサイバーネットヘリウムオカⅡ
1:34:42	量についてと共同申請書の添付資料の 7 の、具体的にどの箇所が該当するか。
1:34:51	という、すいません。
1:34:55	皮膚科の組成もですね、
1:34:58	被覆管の組成等を受ける搭載バネとヘリウム加圧量が、添付資料 7 のうちどこに該当するのかというのを回答させていただきます。
1:35:11	あと、ね資料の、
1:35:16	次の天空書類の要否の検討結果という、添付の上のマルバツに関連して、
1:35:25	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書について、添付の 2 の × にしておりますが、具体的に
1:35:34	過去の考え方、燃料体に関連する設定根拠の考え方、
1:35:41	を確認して回答する、今回、なぜバツにしたのかというような、
1:35:47	理由について整理して回答させていただきます。
1:35:57	ということで、前提となっている考え方。
1:36:00	はい。
1:36:05	すみませんこちらで把握してるというか
1:36:10	コメントは以上になるんですけれども何か無形等がありましたらご指摘願えませんかでしょうか。
1:36:21	規制庁イトウです。はいこちらで認識しているものと、抜けはないかなと思います。はい。それでは資料を作成してもらえればと思うんですけれども。
1:36:35	いつごろまでっていうめどはありますでしょうか。
1:36:50	四国電力の嶋本です。すいません、ちょっとちょっと大変申し訳ないんですけれども逐条整理のところについてはちょっといろいろ議論するところもあるのかなと考えておりました、
1:37:01	ちょっと 4 週間ほどいただきたいなと考えております。
1:37:07	具体的には、衛藤、今日が 10 月 19 日ですので、
1:37:12	11 月通の、18 日とかそういったところで、一度資料、当社の検討状況の資料をご提出させていただくような、
1:37:25	そういった形で、もうよろしいでしょうか。
1:37:38	すいませんちょっとお待ちください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:37	はい。わかりましたえとめどについては承知しました。ちょっとまた、ヒアリング日程等については追って調整させてもらえればと思います。
1:38:52	等、
1:38:53	それではこちらからは以上ですけれども四国電力側から何か言っておきたいことはありますでしょうか。
1:39:03	四国電力の嶋本です。
1:39:05	特にございません。
1:39:08	はい。規制庁伊東ですありがとうございます。それでは今日のヒアリングは以上としたいと思います。ありがとうございました。
1:39:18	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。